

## 名張市犯罪被害者等支援金給付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病若しくは精神疾患を負った者に対し、予算の範囲内において名張市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を給付することに関し、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であつて、その療養に要する期間が3月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に判断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあつてはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合にあつては医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(支援金の種類、給付額及び給付対象者)

**第3条** 支援金の種類、給付の額（以下「給付額」という。）及び給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。

種類	給付額	給付対象者
遺族支援金	30万円	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。）であって、当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたもの
重傷病支援金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたもの
精神療養支援金	2万5,000円	犯罪行為により精神疾患を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたもの

（遺族の範囲及び順位）

**第4条** 遺族支援金の給付を受けることができる遺族は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間又は同性間であることを問わない。以下同じ。）を含む。）
- （2） 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（第6条第1項第6号において「生計維持遺族」という。）
- （3） 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用につい

ては、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族支援金の給付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の給付を受けることができる遺族としない。

(支援金を給付しないことができる場合)

**第5条** 市長は、次に掲げる場合には、支援金を給付しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 犯罪被害者その他支援金の給付を受ける資格がある者が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であつたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者その他支援金の給付を受ける資格がある者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支援金の給付の申請)

**第6条** 遺族支援金の給付を受けようとする者(当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人)は、名張市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)給付申請書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、申請しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月

日を証明することができる書類の写し

(2) 遺族支援金の給付を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書、三重県パートナーシップ公正証書等受領証等）

(5) 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）

(6) 申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類

(7) 遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、名張市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）

(8) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を受けようとする者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人）は、名張市犯罪被害者等支援金（重傷病・精神療養支援金）給付申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、申請しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

(1) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神療養支援金の場合にあつては、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）

- (2) 重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を受けようとする者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(給付の申請の期限)

**第7条** 前条各項の規定による申請（重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を受けた者が、遺族支援金の給付を受ける場合における申請を含む。）は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条各号に定める危険運転致死傷にあっては、同項に規定する期間を経過した後であっても、故意による犯罪であることを知った日から1年以内に限り、前条各項の規定による申請をすることができる。

(給付の決定等)

**第8条** 市長は、第6条各項の規定による申請があった場合には、審査を行った後、支援金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行った場合には、速やかに、名張市犯罪被害者等支援金給付決定通知書（様式第5号）又は名張市犯罪被害者等支援金不給付決定通知書（様式第6号）により、当該決定に係る申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査に際し、同項の申請を行った者から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、当該申請に係る申請書及び添付書類について、必要に応じて、三重県知事、都道府県警察その他関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、第1項に規定する支援金を給付する旨の決定（以下「給付決定」という。）後においても適用があるものとする。

(支援金の請求)

**第9条** 給付決定を受けた者は、名張市犯罪被害者等支援金給付請求書（様式第7号）を市長に提出することにより、支援金の給付を請求するものとする。

(給付の決定の取消し)

**第10条** 市長は、給付決定を受けた者がこの要綱に定める支援金の給付の資格を有しないことが判

明したときは、当該給付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、給付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該給付決定を受けたと認めるときは、当該給付決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

**第11条** 前条各項の規定により給付決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金の給付を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

#### 附 則 (令和5年12月14日告示第163号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第176条若しくは第177条の罪又はこれらの罪の未遂罪は、改正後の第2条第6号に規定する罪とみなして、同号の規定を適用する。